



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

(兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」の見直し検討に当たっての意見陳述書)

2018年7月5日 一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

意見陳述担当理事 野上浩志

従業員を雇っている飲食店については 店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする、などをお願いします

1. 東京都では、「従業員を雇っている飲食店(約 84%)については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」との受動喫煙防止条例(別添資料 1)が 2018 年 6 月都議会に提案され、可決成立する可能性は高いようです。(2018/6/27 に可決成立)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

2. 兵庫県の飲食店の禁煙状況の概要を、参考までに、[食べログ](#)で検索すると、

	全店舗数	全面禁煙%	分煙%	喫煙可%	不明%
全国	874,500	16	6	26	52
東京都	134,300	21	9	36	34
神奈川県	48,800	23	8	28	41
愛知県	48,900	21	6	26	47
京都府	21,900	20	6	27	47
大阪府	68,200	14	6	36	44
兵庫県	37,100	16	6	28	50
福岡県	35,200	14	5	28	53

となり、兵庫県の禁煙飲食店は、東京都、及び条例のある神奈川県よりも数%は少なく、条例のない大阪府より少し多めの傾向にとどまっているという残念な状況です。

・2018 年 6 月 5 日の神戸新聞報道(別添資料 2)によれば、「三宮と尼崎、赤穂市の 3 エリアの飲食店を対象に実施した(兵庫県の)追加調査では、三宮周辺で全面禁煙としていたのは 33・0%、尼崎市では 28・6%、赤穂市は 20・0%で、地方部ほど「喫煙可」の店が多い傾向にあった。」とのことです。

3. 上記 2 項は、現条例では、少なくとも 70~80%もの飲食店では、利用客も、従業員も、受動喫煙の危害から守られていないことを示しています。東京都の条例と同じように、「従業員を雇

っている飲食店(約 84%)については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」ことにより、利用客も、全ての従業員も、受動喫煙の危害から健康を守ることが出来るのではないのでしょうか?

・従業員のいない新規店は屋内禁煙を義務づけることとし、既存店でも店主と家族、及び利用客の健康のために、屋内禁煙が望まれます。経過措置として、従業員のいない既存店を店主の判断に委ねることができることとする場合には、禁煙・喫煙可の店頭掲示の義務付けの罰則を執行することとするべきです。

・2項での神戸新聞報道(別添資料 2)によれば、「兵庫県の受動喫煙防止条例が義務付けている施設内での喫煙環境を示すステッカーの掲示で、対象施設の64.5%が掲示していないことが、県の実態調査で分かった。特に受動喫煙の被害が多い飲食店の掲示は3割を切っており(27.0%)、条例が順守されていない状況が浮き彫りになった。」は、抜本的な対策が不可欠であることを示しています。

4.市町と県の責務、共有、連携が条例で定められていますが、上記の県の調査結果を拝見すると、共有や連携が弱すぎるように思われます。上記の抜本的対処のため、飲食店の数の多さと、市町民の身近な健康危害の防止の観点から、市町が小まめに、積極的に実態を把握し、改善指導できる関与と連携協力の仕組み態勢・設計(権限委任・移管など)が必要ではないでしょうか。

5.「分煙」では煙は必ず漏れ出ますので、「原則屋内禁煙にする」は必須です。

6.客室面積が100m²以下の理容所・美容所、及びフロントロビー面積が100m²以下の宿泊施設のフロントロビーも、狭いことから「屋内禁煙」とすべきです。(厳格な分煙、時間分煙、喫煙は無くして)

・また条例文に「時間分煙」がありますが、ここ2~3年、残留タバコ煙(サードHANDSモーク)の健康リスクが指摘されるようになってきていますし、今回の見直しの機会に、「時間分煙」規定は無くすべきかと思えます。

・条例実施要領の第2条で、精神病床を有する病棟、及び緩和ケア病棟に設置された喫煙室等が、規制除外(例外)とされているのはいかがなものか。

7.飲食店業界は売上げが減ることを危惧して反対していますが、禁煙によって飲食店の売上げは減るものでなく、かえって増えるであろうことが国内外で報告されています。2項での神戸新聞報道でも、全面禁煙にした店の75.4%が「悪影響がなかった」と回答しています。

8.「火を使わない加熱式のたばこは、製造たばこに分類されるもので、従来の紙巻きたばこと同様、たばこ葉が原材料であり、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれているため、本条例の規制対象となります。」は、現状の踏襲をよろしく願います。(神奈川県条例でも「喫煙=たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。」と定義し規制しています)

以上